

熊本都市計画地区計画の変更(合志市決定)

都市計画ファミリーニュータウン地区計画を次のように変更する。

名 称	七ツ石地区計画	
位 置	合志市須屋字七ツ石2972-49 他49筆 合志市 須屋	
面 積	約2.5ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	本地区は南側が市街化区域に隣接し、みずき台や新開団地等の大型団地とも近接しており、熊本都市圏のベッドタウンとしての環境下でもあるため、地域における居住ニーズの高まりや地域の活性化の必要性に適切に対応した、良好な住宅市街地の形成を目標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地域内には、公園・緑地を適宜配置する。
	地区施設の整備方針	地区施設として、市道との接続道路については、幅員6m以上とし、区域内の街区道路についても、原則として幅員6m以上とする。整備区域の中央と西側に街区公園を配置し、地区南側の市道新開2号線沿いには緑地を設ける。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	道路	道路延長 街区道路	合計約1020m 幅員5～7m
	公園・緑地	公園 緑地		約220㎡の公園と約880㎡の公園を設ける 地区南側の市道新開2号線沿いに約160㎡の緑地を設ける	
区	建築区分	地区の名称	一般住宅		
		区分の面積	約1.7ha 計画面積中住宅地の面積		
整	物等	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に規定するものに限る	
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡		
備	に	建築物の敷地面積の最高限度	8/10		
		建築物の敷地面積に対する割合の最高限度	4/10		
計	する	建築物の敷地面積の最高限度	200㎡		
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること		
画	事項	建築物の高さの最高限度	10m以下		
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から、境界までの距離を1m以上とする		
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする		
備考					

「区域は計画図表示のとおり」